

## (案) 物品売買契約書

売出人 分任契約担当官 徳島森林管理署長 尾山 真一 (以下「甲」という。) と買受人 ○○○○○○○ (以下「乙」という。) とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、別紙1「物件内訳書」のとおり。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。  
(うち消費税及び地方消費税の額、金 円・消費税率10%とする)

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとし、うち金 円は、入札保証金から充当するものとする。

- 2 前項の契約保証金は、第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は売買代金に充当する。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫へ帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。  
2 乙は、前項に定める納付期日までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、第2条の売買代金につき年3.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(売買物件の引渡し等)

第5条 甲は、乙が売買代金を完納し、乙の負担において、買い受けた売買物件の自動車検査書及び自動車損害賠償責任保険証明書の名義変更を完了した時点をもって売買物件を引き渡すことができる。  
2 乙は、当該物件を受領したときは、甲に受領書を遅滞なく提出するものとし、車体等に標示してある使用者名は抹消して使用すること。

(危険負担)

第6条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保)

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。  
(契約の解除) 第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第9条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。  
2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(充当の順序)

第10条 甲は、乙が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第12条 甲は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(信義誠実の義務・疑義の決定) 第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、四国森林管理局所在地を管轄区域とする高知地方裁判所とする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第15条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 徳島県徳島市川内町鶴島 239-1  
分任契約担当官  
徳島森林管理署長 尾山 真一  
登録番号 T8000012050001

乙